

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

那覇市

## 2 構造改革特別区域の名称

なは I T 人材育成特区

## 3 構造改革特別区の範囲

那覇市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

那覇市は、沖縄本島の南部に位置する人口31万人余を有する沖縄県の県都であり、かつての琉球国の王府として、那覇空港及び那覇港を擁する沖縄の政治・経済・文化の中心地である。

首里城から東シナ海に面して緩やかに傾斜した平野部を背景に、古くから港が整備され、海外との交流拠点として「琉球王国」文化の華開いた街である。かつて葛飾北斎が憧れて、琉球国史略の挿絵を基に書いたといわれる琉球八景に描かれた那覇のまちは、去る太平洋戦争で焦土となり、先人の努力と昭和47年の日本復帰を経て、現在の活力と魅力を持つ街に発展してきている。

一方、那覇市は狭隘な市域（38.99Km<sup>2</sup>）のため、ほとんどが市街地であり、市の産業構造は、約14%が第二次産業、約85%が第三次産業である。

沖縄は、太陽と海の強烈なイメージがあり、観光やレジャー、あるいは、長寿と健康の癒しの島という理解をされ、観光客数全体は伸びてきて、明るい兆しも見えるとはいえ、市内の観光客は、中北部のリゾートホテルや更なる離島への通過地としているため、観光産業だけでは、市内の雇用を維持するのは困難である。

本市は、少子化の傾向は出ているが、人口は減少していない。県内の失業率は全国平均の2倍もあり、若年層の失業者も多く、その雇用の創出は重要である。そのため、コールセンターなどの企業誘致や情報産業の起業支援に取り組み、リーディング産業として情報通信産業の育成に力を注いでいる。

日本の南の端にあり、東南アジア諸国との接点に位置する地理的な特性を生かし、アジア・太平洋地域における情報通信関連産業の集積地として国際

的な情報通信ハブの実現を目指している。

情報通信関連産業の集積・振興を図るため、本市は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画で、「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」の指定を受け、情報通信産業振興制度や情報通信産業特別地区制度を活用し、通信コスト低減化支援など様々な情報通信産業振興策を推進し、これまでにコールセンター20社をはじめとする情報通信関連産業を集積し、雇用の創設、生産額の増加などの成果をあげている。

また、情報産業の起業支援、IT人材の育成・交流施設として「IT共同利用型インキュベート施設（那覇市IT創造館）を平成15年6月にオープンし、インキュベート企業13社、OJT企業1社、中核企業3社が入居し、情報通信関連産業の振興とIT技術者の育成を行っているところである。

今後さらに、情報通信関連産業の持続的発展のためには、コールセンターをはじめとする情報サービス産業の拡大・高度化、コンテンツ産業、ソフトウェア産業の更なる集積を図ることが必要である。そのためには、企業ニーズに対応する優秀な人材の安定的な供給体制を整備し、高度な業務、付加価値の高い情報サービス業務にも対応できる人材の育成・確保が急務であるが、他県と海を隔てた土地であるため、高度な技術者が電車で通勤することや、あるいは単身赴任など長期間の勤務が困難なため、地元での人材の育成が重要なのである。

また、学生等が地元で教育が受けられなければ、大学・専修学校等で学んでいる間の生活費や学費等、仕送りなどで本人や家族等の経済的負担は、大変なものとなる。そのため、産官学の連携で、企業ニーズに対応した即戦力となるIT人材の地元での育成を目指している。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

わが国は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が施行以来、「e-Japan戦略」「e-Japan戦略Ⅱ」などIT政策の基本戦略に基づき、様々な施策の展開により、ITを利活用できる社会づくりに取り組んでおり、急速な情報通信インフラの整備が進む中、コンテンツの製作・流通・保存などの高度なIT技術者の人材育成や確保を図り、同時にIT利活用に関する知識の底上げ、情報技術者の裾野を広げることが重要になっている。

本市も地域の特性を活かした情報通信関連産業の推進のため、自主的な施策の展開に取り組んでいる。

本市には、琉球王国時代からの文化遺産（世界遺産）や伝統工芸（琉球漆器・壺屋焼き物・紅型染）に音楽や踊りなどがあり、県立芸大のデザイン工

芸科、音楽学科や専修学校のCG関連において、クリエイターにつながる人材育成はなされているが、プロデューサー（市場）や高度のコンテンツ製作技術を持つ人材、さらに全体をコーディネートできる質の高い人材の育成が課題である。

そのため、今回の情報処理の基本的な資格として位置付けられている両資格の特例措置を受けることにより、地域におけるIT人材が育成され、輩出し、より高度なIT技術者へ挑戦していく環境が創られると、情報通信産業の人材育成ニーズに応えることにもなり、雇用機会の創出・拡大や地域経済の活性化につながるものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

平成17年度の情報処理技術者試験では、初級システムアドミニストレータ試験での全国合格率28.1%のところ、沖縄県13.7%、基本情報技術者試験での全国合格率14.3%のところ、沖縄県9.6%と格差があり、合格率をあげることが人材育成の点から急務となっている。

したがって、今回の特例措置となる午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後の専門試験に集中することができれば、合格率の向上、合格者数の拡大が見込まれる。

また、市内の情報関係の専門学校等で、このように当該試験の有利な環境が整うことで、市内だけでなく、近隣の情報関係の進路を希望する若年者が増えていき、社会や企業が求める目的意識を持った人材、各種資格を持つ技術力のある人材が育つ環境がつくられ、それによって、地域の活性化が進むものと考えている。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 沖縄振興策と連動した人材育成と産業の活性化

沖縄県の「沖縄県マルチメディアアイランド構想」のもと、協力して情報通信関連産業の集積、活性化を図るための施策に取り組んでいるところである。本市においては、コールセンターを中心とする情報通信関連企業の誘致を積極的に展開するなかで、現在、情報通信関連企業約50社が集積し、さらに進出する企業も見込まれている。このような情報通信関連産業の集積を背景に、数多くの優秀なIT人材育成を進め、企業が求めるより高度な人材を供給し、さらなる情報通信関連産業の企業進出を図ることで、地域の活性化が図られる。

(2) 若年者の人材育成と情報通信関連産業の集積

本市においては、IT関連企業の集積を目的とし、平成15年度にインキュベート施設「那覇市IT創造館」を建設、運営しIT起業家支援、人材育成事業に取り組んでいるところである。当該特例措置を実施することは、企業が求めている高度人材育成の第一歩として大きな意義を持つものであり、また、本市内にある情報関係専門学校等において実施することで、若年者のITスキルの向上に非常に大きな効果をもたらし、地元での人材育成がより促進することで、更なる地域経済の活性化につながるものである。

8 特定事業の名称

- 1131 (1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 県の情報産業振興策（沖縄振興特別措置法の沖縄情報通信産業振興計画に基づく）

本市は「情報通信産業振興地域」の指定を受けていて、情報通信産業振興地域内で設備投資を行う情報通信関連企業に対し、投資税額控除や地方税の一部免除または不均一課税を行う。

また、「情報通信産業特別地区」の指定も受けており、特定情報通信事業の集積を促進するため、情報通信産業特別地区内において、課税の特例措置を行う。

(2) モバイルサポート人材育成事業

県内に進出した次世代コールセンターのモバイルサポート業務に必要とされる携帯電話・PCなどの知識や技術の習得のための人材育成事業。若年者の雇用創造と更なる企業立地を目指すため、17年度より那覇市と地域の経済団体が共同で取り組んでいる。

(3) 専門学校特待生奨励金事業

若年者の雇用・失業情勢の改善を図るため、専門学校（IT関連）への進学を希望しながら経済的に困難な高校卒業予定者に対し奨励金を交付し、企業へ即戦力となる人材を送り出すための事業。

(4) インキュベート「那覇市IT創造館」の運営事業

情報通信事業分野で新事業展開を図ろうとする地域企業や新規創業者等、新たなビジネスステージを目指す事業者への支援をはじめ、実際の仕事を通し技術や知識を習得するOJT方式による人材の育成、さらに地域IT化の推進のため、ITに特化したインキュベート施設（創業支援施設）を運営している。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1131 (1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前  
試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

##### 【C I W併用コース】

学校法人フジ学園 専門学校 I Tカレッジ沖縄

(所在地：沖縄県那覇市樋川 1-1-77)

##### 【サーティファイ併用コース】

① 学校法人 k b c 学園 専修学校 国際電子ビジネス専門学校

(所在地：沖縄県那覇市旭町 1 1 4-5)

② 学校法人 k b c 学園 専修学校 沖縄大原簿記専門学校

(所在地：沖縄県那覇市東町 2 3-1)

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

##### 【C I W併用コース】

日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C )

(所在地：東京都中央区京橋 1-11-8 西銀ビル5階)

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立  
行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応す  
ることとする。

##### 【C I W併用コース】

学校法人フジ学園 専門学校 I Tカレッジ沖縄

初級システムアドミニストレータ試験対策講座 ( C I W 併用コース )

(別添資料 1 のとおり)

##### 【サーティファイ併用コース】

① 学校法人 k b c 学園 専修学校 国際電子ビジネス専門学校

初級システムアドミニストレータ講座 (サーティファイコース / サーティファ  
イ・シスアド技術者能力認定試験 2 級併用コース)

(別添資料 2 のとおり)

② 学校法人 k b c 学園 専修学校 沖縄大原簿記専門学校

初級システムアドミニストレータ講座（サーティファイコース／サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験２級併用コース）  
（別添資料３のとおり）

（２）修了認定の基準

【ＣＩＷ併用コース】

- ア 民間資格を取得するための試験である「ＣＩＷファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「ＣＩＷアソシエイト」資格を取得した者で、履修計画にある講座を７割以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。
- イ おって、有資格者に対し当該試験を実施し、ＪＡＣＣが定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。
- ウ また、ＩＰＡが提供する問題を使用して当該試験を実施した場合は、ＩＰＡが定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

【サーティファイ併用コース】

- ア 民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験（２級）」を受験し、合格並びに第１部科目合格した者であって、当該講座を８０％以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。
- イ また、国際電子ビジネス専門学校において、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（２級）」に合格した者で、かつ、平成１８年４月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座（全国展開コース）を履修している場合は、初級システムアドミニストレータ講座（サーティファイコース）の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを初級システムアドミニストレータ講座（サーティファイコース）において履修することにより、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。
- ウ おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、ＩＰＡの定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

（３）修了認定に係る試験の実施方法

【ＣＩＷ併用コース】

- ア 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。
- イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- ウ 修了認定に係る試験の問題は、ＪＡＣＣが統一して作成したもののうち、ＩＰＡ

の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。ただし、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用する。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。なお、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣もしくはIPAに通知するものとする。

#### 【サーティファイ併用コース】

ア 修了認定に係る試験については、IPAが提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣もしくはIPAに通知するものとする。

#### (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

##### 【CIW併用コース】

資格名称：CIWアソシエイト

試験科目：CIWファンデーション

試験項目：次の表のとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	WEBコンセプト
		2	WEBサービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー



		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディングⅠ
		2	HTMLコーディングⅡ
		3	HTMLコーディングⅢ
		4	HTMLコーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

#### 【サーティファイ併用コース】

資格名称：シスアド技術者能力認定試験（2級）

試験科目：シスアド技術者能力認定試験（2級）

試験項目：次の表のとおり

サーティファイ（シスアド技術者能力認定試験）試験範囲		2級
1	情報の基礎理論	
	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	○
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語	
	計算量と情報量	

2	データ情報とアルゴリズム	
	データ構造、アルゴリズムの基礎	
	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法	○
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率	
3	ハードウェア	
	半導体と集積回路	○
	プロセッサ、動作原理	○
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	○
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	○
	コンピュータの種類と特徴	○
4	基本ソフトウェア	
	OSの種類と構成	○
	プロセス管理、割込み制御	
	主記憶管理、仮想記憶	
	入出力制御、ジョブ管理	
	ファイル管理、障害管理	○
	ヒューマンインタフェース、日本語処理	○
	ミドルウェア	○
5	システム構成と方式	
	システム構成方式、処理形態	○
	システム性能、信頼性	○
	応用システム	○
6	システム開発と運用	
	プログラム構造、制御構造	
	プログラム言語、言語処理系	○
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用	○
	開発手法、設計手法、テスト手法	○
	開発環境と開発管理	
	システムの環境整備、運用管理	○
	システムの保守	
7	ネットワーク技術	
	プロトコルと伝送制御	○
	符号化と伝送制御	○
	LANとインターネット	○
	電気通信サービス	○
	ネットワーク性能	○
	伝送媒体、通信装置	○
	ネットワークソフト	

8 データベース技術		
データベースモデル		○
データの分析・正規化		○
データ操作		○
データベース言語、SQLの利用		○
DBMSの機能と特徴		○
データベース制御機能（排他制御、リカバリ）		○
分散データベース		○
9 セキュリティ		
セキュリティ対策		○
インテグリティ対策		
プライバシー保護		○
可用性・安全対策		
リスク管理		
ガイドライン		○
10 標準化		
開発と取引の標準化		
情報システム基盤の標準化		
データの標準化		○
標準化組織		○
11 情報化と経営		
経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）		○
情報化戦略（業務改善など）		○
財務会計（会計基準、財務諸表など）		○
管理会計（損益分岐点、原価管理など）		○
IE分析手法、管理図		○
確率と統計		○
最適化問題、意志決定理論		
情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）		○
関連法規（情報通信、知的財産権）		○
関連法規（労働、取引、安全、法律、倫理など）		
12 表現能力		
発表技術		○
文章の書き方		○
マルチメディアの利用		○

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の教科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

##### 【C I W併用コース】

① 学校法人フジ学園 専門学校 I T カレッジ 沖縄

(所在地：沖縄県那覇市樋川 1-1-77)

② 専門学校 那覇日経ビジネス工学院

(所在地：沖縄県那覇市安里 1-1-53)

##### 【サーティファイ併用コース】

① 学校法人那覇情報学院 那覇情報システム専門学校

(所在地：沖縄県那覇市安里 2-6-5)

② 沖縄情報経理専門学校 那覇校

(所在地：沖縄県那覇市泊 2-1-8)

③ 学校法人 k b c 学園 専修学校 国際電子ビジネス専門学校

(所在地：沖縄県那覇市旭町 1 1 4-5)

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

##### 【C I W併用コース】

日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C )

(所在地：東京都中央区京橋 1-11-8 西銀ビル 5 階)

##### 【サーティファイ併用コース】

株式会社サーティファイ

(所在地：東京都中央区京橋 3-3-14 京橋 A K ビル 6 階)

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応す

ることとする。

【C I W併用コース】

- ① 学校法人フジ学園 専門学校 I Tカレッジ沖縄  
基本情報処理技術者試験対策講座（C I W併用コース）  
（別添資料4のとおり）
- ② 専門学校 那覇日経ビジネス工学院  
基本情報処理技術者試験対策講座（C I W併用コース）  
（別添資料8のとおり）

【サーティファイ併用コース】

- ① 学校法人那覇情報学院 那覇情報システム専門学校  
基本情報技術者講座（サーティファイ情報処理技術者試験2級併用コース）  
（別添資料5のとおり）
- ② 沖縄情報経理専門学校 那覇校  
基本情報技術者講座（サーティファイ情報処理技術者能力認定試験2級併用コース）  
（別添資料6のとおり）
- ③ 学校法人k b c学園 専修学校 国際電子ビジネス専門学校  
基本情報技術者試験講座（サーティファイコース／サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）  
（別添資料7のとおり）

(2) 修了認定の基準

【C I W併用コース】

- ア 民間資格を取得するための試験である「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、履修計画にある講座を7割以上の出席を持って履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。
- イ おって、有資格者に対し当該試験を実施し、J A C Cが定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。
- ウ また、I P Aが提供する問題を使用して当該試験を実施した場合は、I P Aが定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

【サーティファイ併用コース】

- ア 民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座を以下の各校が定める出席率をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と

定める。

(各校が定める出席率)

① 学校法人那覇情報学院 那覇情報システム専門学校：90%以上

② 沖縄情報経理専門学校 那覇校：80%以上

③ 学校法人kbc学園 専修学校国際電子ビジネス専門学校：80%以上

イ また、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力試験（2級）」に合格した者で、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者に係る講座を履修している者にあつては、各講座の履修計画と重なっている科目のうち、履修済みの科目については履修したものとみなし、未履修の科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

ウ おつて、これらの有資格者に対し当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

エ また、IPAが提供する問題を使用して当該試験を実施した場合は、IPAが定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の問題は、【CIW併用コース】にあつてはJACCが、また、【サーティファイ併用コース】にあつては株式会社サーティファイが統一して作成したもののうち、IPAの審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。ただし、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用する。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。なお、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣もしくはIPAに通知するものとする。

### (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

【CIW併用コース】

資格名称：CIWアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

試験項目：次の表のとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	WEBコンセプト
		2	WEBサービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディングⅠ
		2	HTMLコーディングⅡ
		3	HTMLコーディングⅢ
		4	HTMLコーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用



		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

【サーティファイ併用コース】

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

試験項目:表に示すとおり

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論 (伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造 (スタックとキュー、二分木、リストなど)
	流れ図の理解、アルゴリズム (整列、探索、併合など)
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語 (種類と特徴など)
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体 (種類と特徴、性能計算など)
	入出力インタフェース (種類と特徴など)
	入出力装置 (種類と特徴、性能計算など)
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
	クライアントサーバシステム、RAID など
	システムの性能、信頼性、経済性など
	5 ソフトウェア
	オペレーティングシステム (タスク管理、記憶管理など)
	ミドルウェア (API、ライブラリ、シェルなど)
	ファイルシステム (ディレクトリ、ファイル編成など)
	言語処理ツール (コンパイラ、リンカ、ローダなど)
CASE、エミュレータ、シミュレータなど	
6 ハードウェア	
基本論理回路、組合せ回路など	
3 技術要素	
7 ヒューマンインタフェース	
GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	
8 マルチメディア	
オーサリングツール、JPEG、MPEG など	
9 データベース	

		データベースのモデル、DBMS など
		データ分析、データベースの設計、データの正規化など
		データ操作、SQL など
		排他制御、障害回復、トランザクション管理など
		データウェアハウス、データマイニングなど
	10	ネットワーク
		インターネット（各種プロトコル、IP アドレスなど）
		LAN と WAN（トポロジ、回線、DSU、モデムなど）
		LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など
		OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など
		ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど
	11	セキュリティ
		暗号技術、認証技術、利用者確認など
		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など
		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術
		業務分析と要件定義（DFD、E-R 図、UML など）
		モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		構造化プログラミング、コーディングなど
		テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術
		ソフトウェア開発手法（スパイラルモデルなど）
		SLCP、リバースエンジニアリングなど
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント
		コスト見積り（ファンクションポイント法など）
		日程計画（アローダイアグラムなど）
		進捗管理、品質管理、コスト管理など
6	サービスマネジメント	
15	サービスマネジメント	
	ITIL（サービスサポート、サービスデリバリーなど）	
	コンピュータの運用・管理、システム移行など	
ストラテジ系	7	システム戦略
	17	システム戦略
		業務プロセス（業務改善、BPR、SFA など）
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント
		経営戦略手法（コアコンピタンス、PPM など）
		マーケティング理論、マーケティング手法など
		経営管理システム（CRM、SCM、ERP など）
	21	ビジネスインダストリ
		ビジネスシステム（POS システム、EOS など）
		エンジニアリングシステム（CAD、CAM、MRP など）
	e-ビジネス（EC、EDI、RFID など）	
9	企業と法務	
22	企業活動	
	経営組織（事業部制組織、CIO など）	
	ヒューマンリソース（OJT、CDP、MBO など）	
	経営管理と問題発見技法（PDCA、KJ 法など）	
	OR・IE（線形計画法、品質管理、在庫問題など）	

		会計・財務（財務会計、管理会計、リースなど）
	23	法務
		知的財産権（著作権、産業財産権など）
		ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）
		標準化団体（JIS、ISO、IEEE など）
		各種コード（文字コード、QR コード、ISBN コードなど）
		補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の教科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。